

三島市都市景観条例改正案

パブリックコメント用

三島市

平成20年11月1日～30日

三島市都市景観条例の改正について

平成16年6月に景観に関する初めての法律となる「景観法」が制定されました。三島市は、この法律に基づいた景観行政を推進するために、平成18年2月に県知事の同意を得て「景観行政団体」となり、良好な景観の形成を図るために、景観に関する種々の方針及び具体的制限事項等を定める「景観計画」の策定を行っております。

今回の条例改正は、平成12年11月に制定された都市景観条例を見直すとともに、「景観法」に基づく施策を推進するために必要となる項目を新たに加えて、三島市独自の取り組みと景観法による取り組みを兼ね備えた条例とする為に行うものです。

三島市景観条例（三島市都市景観条例改正）

なお、今回のパブリックコメントについては、以下の追加（新設）部分等についてご意見を求めます。

目次

景観法に基づく景観計画等

- 1 景観計画
- 2 景観計画区域内における行為の制限等
- 3 景観重要建造物
- 4 景観重要樹木
- 5 景観地区
- 6 景観協定

景観審議会

景観法に基づく景観計画等

1 景観計画

(景観計画の策定)

- (1) ア 市長は、景観計画(法第8条第1項に規定する景観計画をいう。以下同じ。)に同条第2項各号に掲げる事項のほか、良好な景観の形成に関し必要な事項を定めるものとする。
- イ 市長は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、三島市景観審議会意見を聴くものとする。
- ウ 前2項の規定は、景観計画の変更について準用する。

解説

景観法に基づき策定する景観計画については、景観法第9条第7項に「景観行政団体が景観計画を定める手続きに関する事項について条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。」としていることから、条例に基づく諮問機関である三島市景観審議会の意見をあらかじめ聴くようにするための規定である。

(計画提案に対する判断等)

- (2) ア 市長は、法第11条第1項及び第2項の規定による提案について法第12条の規定により判断をしようとするときは、あらかじめ、三島市景観審議会の意見を聴くものとする。

解説

景観法第11条に基づき「住民等による提案」が行われた場合の景観法第12条の「計画提案に対する景観行政団体の判断等」について、景観法では、景観法第13条に案の都市計画審議会へ付議を定めているが、条例に基づく諮問機関である三島市景観審議会の意見もあらかじめ聴くようにするための規定である。

2 景観計画区域内における行為の制限等

(景観計画の遵守)

- (3) ア 景観計画区域内において、法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為が景観計画に適合するように努めなければならない。

解説

景観法第16条に基づき景観計画に定める行為の制限について、該当者がその計画の厳守に努めるべきであることを規定したものである。

(届出及び勧告等の適用除外)

- (4) ア 法第16条第7項第11号に規定する景観行政団体の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。
- ・市街化区域においては、建築物、工作物の高さが15m以下または延べ面積が1,000㎡未満のもので、建築基準法に基づく申請並びに確認を要しないものの建設等
 - ・その他の区域においては、建築物、工作物の高さが10m以下または延べ面積が1,000㎡未満のもので、建築基準法に基づく申請並びに確認を要しないものの建設等
 - ・第1号及び第2号に定めるもののほか、屋外広告物法に基づく広告物の設置等
- イ 前項第1号及び第2号に定める高さ並びに延べ面積については、建築基準法に基づく高さ並びに延べ面積の算定方法を準用する。

解説

景観法第16条による景観計画区域内で行う建築行為等については、区域内の全ての行為を届出対象とするものであるが、三島市では現条例の大規模建築物の届出基準を採用し、周囲の景観に影響を及ぼす恐れのある大規模な建築行為等については届出対象とし、市街化区域では高さ15m以下(その他の区域では10m以下)である建築物、工作物、または延べ面積が1000㎡未満のものについては、届出対象から除外することを規定したものである。

また、屋外広告物については、屋外広告物法に基づき規制を行うため適応除外とするほか、高さ、延べ面積については、建築基準法に基づく算定方法によるものとするを明記した。

(5) ア 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号又は第2号の届出を要する行為とする。

解説

景観計画に定められた行為の制限について形態意匠の基準に適合しないものを建築しようとする場合に景観法第17条に基づき変更命令等が行えるようにするめの規定である。

(届出の内容の公表)

(6) ア 市長は、法第16条第1項及び第2項の届出について、当該届出をした者の同意を得た上で、その内容を公表することができる。

解説

条例により届出が行われたものの内、周辺に悪影響を及ぼす恐れがある場合や地域で独自の景観的な規定を設けている場合などについて、その内容を関係者に公表することを届出者の同意を得ることによって可能にするための規定である。

(勧告又は命令の手続き)

(7) ア 市長は、法第16条第3項の規定による勧告若しくは第17条第1項又は第5項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、三島市景観審議会の意見を聴くものとする。

解説

景観法第16条第3項に基づき景観行政団体の長が、条例で届出対象行為とした行為のうち景観計画に定められた基準に適合しない物を建築しようとする場合に行える勧告について規定したものである。

(勧告に従わない旨の公表)

(8) ア 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

イ 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に対し、その旨を通知し、意見陳述の機会を与えることができる。

ウ 市長は、第1項の規定により公表する場合において、必要があると認めるときは、三島市景観審議会の意見を聴くことができる。

解説

条例に基づき、勧告を行ったものが、勧告に従わなかった場合にその旨を公表するものであるが、「公表」については、社会的な影響が大きいため、客観的かつ公平に判断するため、三島市景観審議会の意見を聴くことについても規定した。

3 景観重要建造物

(景観重要建造物の指定等)

(9) ア 市長は、景観重要建造物(法第19条第1項に規定する景観重要建造物をいう。以下同じ。)を指定するときは、あらかじめ、三島市景観審議会の意見を聴くものとする。

イ 市長は、景観重要建造物を指定したときは、その旨を告示するものとする。

ウ 第1項の規定は、法第22条第1項本文の規定による許可及び法第27条第1項又は第2項の規定による指定の解除について準用する。

解説

景観法第19条に基づき景観重要建造物を指定する場合と法第27条に基づき指定を解除する場合並びに外観を変更する場合に法第22条に基づき許可をするかどうかの判断をする場合について、条例に基づく諮問機関である三島市景観審議会の意見をあらかじめ聴くことを規定したものである。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

(10) ア 景観重要建造物の所有者及び管理者が行う法第25条第2項に規定する景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準は次のとおりとする。

- ・ 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を変更することのないようにすること。
- ・ 消火器の設置その他の防災上の措置を構ずること。
- ・ 景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。

解説

景観法第25条第2項の条例で定める良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準について規定したものである。

(管理に関する命令又は勧告の手続)

- (11) ア 市長は、法第26条の規定により必要な措置を命じ、又は勧告しようとするときは、あらかじめ、三島市景観審議会の意見を聴くものとする。

解説

景観重要建造物の管理が当該条例に従って適切に行われていないと認められる場合の勧告等についてその管理が適当でないことを判断するための規定である。

4 景観重要樹木

(景観重要樹木の指定等)

- (12) ア 市長は、景観重要樹木(法第28条第1項に規定する景観重要樹木をいう。以下同じ。)を指定するときは、あらかじめ、三島市景観審議会の意見を聴くものとする。
 イ 市長は、景観重要樹木を指定したときは、その旨を告示するものとする。
 ウ 第1項の規定は、法第31条第1項本文の規定による許可及び法第35条第1項又は第2項の規定による指定の解除について準用する。

解説

景観法第28条に基づき景観重要樹木を指定する場合と法第35条に基づき指定を解除する場合並びに外観を変更する場合に法第31条に基づき許可をするかどうかの判断をする場合について、三島市景観審議会の意見をあらかじめ聴くことを規定したものである。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

- (13) ア 法第33条第2項の景観重要樹木の管理の方法は次のとおりとする。
- ・ 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、剪定その他の必要な管理を行うこと。
 - ・ 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置を行うこと。
 - ・ 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定めるもの。

解説

景観法第33条第2項の条例で定める景観重要樹木の管理の方法を定める基準についての規定である。

(管理に関する命令又は勧告の手続)

- (14) ア 市長は、法第34条の規定により必要な措置を命じ、又は勧告しようとするときは、あらかじめ、三島市景観審議会の意見を聴くものとする。

解説

景観重要樹木の管理が当該条例に従って適切に行われていないと認められる場合の勧告等についてその管理が適当でないことを判断するための規定である。

5 景観地区

(景観地区を定める場合の手続き)

- (15) ア 市長は、景観地区(法第61条第1項に規定する景観地区をいう。以下同じ。)を定める場合は、あらかじめ、三島市景観審議会の意見を聴くものとする。
 イ 前項の規定は、指定の変更及び解除について準用する。

解説

景観法第61条に基づき景観地区を定める場合にあらかじめ三島市景観審議会の意見を聴くことを定めた規定である。

6 景観協定

(景観協定の認定等)

- (16) ア 市長は、景観協定(法第81条第1項に規定する景観協定をいう。以下同じ。)の許可をしようとするときは、あらかじめ、三島市景観審議会の意見を聴くものとする。
イ 前項の規定は、許可の変更、廃止について準用する。

解説

景観法第81条に景観計画区域内の一団の土地の所有者及び借地権を有する者の全員の合意により当該土地の区域における良好な景観形成に関する協定を締結することができることあり、同法第4項にその協定を結ぶ場合には景観行政団体の長の認可を受けなければならないとあるため、その手続きについて規定したものである。

景観審議会

(設置)

- (17) ア 良好な景観の形成の推進を図るため、三島市景観審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議事項)

- (18) ア 審議会は、この条例に規定するもののほか、市長の諮問に応じて、良好な景観を形成するために市長が必要であると認める事項について審議し、答申する。

(組織)

- (19) ア 審議会の委員は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
- ・ 学識経験者
 - ・ 市民
 - ・ 関係行政機関の職員

イ 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

ウ 審議会に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

エ 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

解説

三島市独自の景観に関する諮問機関として景観審議会を設置し、市長が審議事項並びに組織について明記したものである。

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)
- 第 2 章 都市景観形成基本計画(第 8 条)
- 第 3 章 都市景観重点整備地区(第 9 条—第 14 条)
- 第 4 章 大規模建築物等(第 15 条・第 16 条)
- 第 5 章 都市景観重要建築物等(第 17 条—第 20 条)
- 第 6 章 箱根西麓地域の景観の形成(第 21 条—第 23 条)
- 第 7 章 緑地、せせらぎ等の景観の形成(第 24 条・第 25 条)
- 第 8 章 眺望地点(第 26 条・第 27 条)
- 第 9 章 都市景観形成市民団体(第 28 条—第 30 条)
- 第 10 章 補則(第 31 条—第 33 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、本市の豊かな自然並びに歴史的景観及び文化的景観に調和した個性的で優れた都市景観をつくり、守り、及び育てること(以下「都市景観の形成」という。)に関して基本となる事項を定めること等により、市民が愛着と誇りを持てる潤いとゆとりにあふれた三島の創出を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物等 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 1 号に規定する建築物及びこれ以外の工作物で規則で定めるものをいう。
- (2) 広告物等 屋外広告物法(昭和 24 年法律第 189 号)第 2 条第 1 項に規定する屋外広告物及びこれを掲出する物件をいう。

(市の責務)

- 第 3 条 市は、都市景観の形成を図るため、総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。
- 2 市は、前項の施策の策定及びその実施に必要な調査並びに研究に努めなければならない。
- 3 市は、都市景観の形成に関して市民、事業者その他の関係者(以下「市民等」という。)の意識を高めるため、必要な啓発活動を行うよう努めなければならない。
- 4 市は、道路、公園その他の公共施設の整備を行うときは、都市景観の形成を図るための先導的役割を果たすよう努めなければならない。

(市民等の責務)

- 第 4 条 市民等は、自らが都市景観の形成の主体であることを認識し、それぞれの立場から積極的に、都市景観の形成に寄与するよう努めなければならない。
- 2 市民等は、市が実施する都市景観の形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(権利の尊重等)

第 5 条 この条例の適用に当たっては、関係者の財産権その他の権利を尊重し、及び公益との調整に留意しなければならない。

(国等との協力)

第 6 条 市長は、国、他の地方公共団体その他公共団体と協力しつつ、都市景観の形成を図るよう努めるものとする。

(都市景観審議会)

第 7 条 市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するため、三島市都市景観審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- (1) 都市景観形成基本計画の策定に関すること。
- (2) 都市景観重点整備地区の指定に関すること。
- (3) 都市景観重要建築物等の指定に関すること。
- (4) 眺望地点の指定に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、都市景観の形成のために特に必要があると市長が認める事項

2 審議会の委員は、15 人以内とし、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民

(3) 関係行政機関の職員

- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 審議会に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

第2章 都市景観形成基本計画

(基本計画の策定)

- 第8条 市長は、都市景観の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、都市景観形成基本計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。
- 2 市長は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、基本計画を定めたときは、これを告示しなければならない。
- 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第3章 都市景観重点整備地区

(重点整備地区の指定)

- 第9条 市長は、基本計画に基づき、都市景観の形成を図る必要があると認められる地区を都市景観重点整備地区(以下「重点整備地区」という。)として指定することができる。
- 2 市長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該地区の住民及び利害関係人並びに審議会の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。
- 4 前2項の規定は、第1項の規定による指定の変更及び解除について準用する。

(整備方針の策定)

- 第10条 市長は、前条第1項の規定による指定をしたときは、基本計画に即して、当該地区の都市景観整備方針(以下「整備方針」という。)を定めるものとする。
- 2 整備方針においては、当該地区における都市景観の形成に関する基本目標、公共施設に係る方針その他必要な事項を定めるものとする。
- 3 市長は、整備方針を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、当該地区の住民及び利害関係人並びに審議会の意見を聴くものとする。
- 4 市長は、整備方針を定めたときは、これを告示しなければならない。
- 5 前2項の規定は、整備方針の変更及び廃止について準用する。

(地区基準の策定)

- 第11条 市長は、前条第1項に規定する整備方針を定めたときは、基本計画及び当該地区の整備方針に即して、当該地区の地区景観形成基準(以下「地区基準」という。)を定めるものとする。
- 2 地区基準においては、次に掲げる事項のうち必要なものを定めるものとする。
 - (1) 建築物等の規模、位置及び意匠に関する事項
 - (2) 広告物等の規模、位置、数量及び意匠に関する事項
 - (3) 木竹の態様
 - (4) 溶岩を用いた護岸の規模及び位置に関する事項
 - (5) 都市景観の形成に影響を及ぼすおそれがある行為を行う場合の近隣の住民に対する当該行為に係る計画の周知に関する事項
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 3 市長は、地区基準を定めようとするときは、あらかじめ、当該地区の住民及び利害関係人並びに審議会の意見を聴くものとする。
- 4 市長は、地区基準を定めたときは、これを告示しなければならない。
- 5 前2項の規定は、地区基準の変更及び廃止について準用する。

(行為の届出)

- 第12条 重点整備地区内において次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長にその旨を届け出なければならない。
 - (1) 建築物等の新築、増築、改築又は大規模の修繕若しくは外観の変更
 - (2) 広告物等の表示、設置、改造、移転又は表示内容若しくは外観の変更
 - (3) 木竹の伐採又は植栽
 - (4) 溶岩を用いた護岸の変更
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、都市景観の形成に影響を及ぼすおそれがあると市長が認める行為
- 2 前項の規定は、次の各号に掲げる行為については、適用しない。
 - (1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの
 - (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - (3) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第15項に規定する都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として規則で定めるもの

(4) 国又は公共団体が行う行為
(行為者の責務)

第13条 重点整備地区において前条第1項各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、その行為が当該地区に係る地区基準に適合するよう努めなければならない。

(助言及び指導)

第14条 市長は、第12条第1項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が当該地区に係る地区基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、地区基準に定められた事項に関して必要な措置を講ずることについて助言し、又は指導することができる。

第4章 大規模建築物等

(大規模建築物等の新築等の届出)

第15条 重点整備地区の区域外において、大規模な建築物等で都市景観の形成に大きな影響を及ぼすおそれがあるものとして規則で定めるものの新築、増築、改築又は大規模の修繕若しくは外観の変更をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長にその旨を届け出なければならない。

2 第12条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(助言及び指導)

第16条 市長は、前条第1項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が基本計画に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、都市景観の形成のために必要な措置を講ずることについて助言し、又は指導することができる。

第5章 都市景観重要建築物等

(重要建築物等の指定)

第17条 市長は、都市景観の形成のために重要な価値があると認められる建築物等を、その所有者及び権原に基づく占有者の同意を得て、都市景観重要建築物等(以下「重要建築物等」という。)として指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

(重要建築物等の指定の解除)

第18条 市長は、重要建築物等がその価値を失ったと認めるとき、その他特別の理由があると認めるときは、あらかじめ、審議会の意見を聴いて、その指定を解除することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による指定の解除について準用する。

(現状変更行為等の届出)

第19条 重要建築物等の所有者等は、当該重要建築物等の現状を変更し、若しくは当該重要建築物等を移転し、若しくは除却し、又は当該重要建築物等に係る所有権その他の権利を移転しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長にその内容を届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為で、都市景観の形成に支障を及ぼすおそれがないものについては、この限りでない。

(助言及び指導)

第20条 市長は、前条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為により重要建築物等の価値が損われるおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対し、都市景観の形成のために必要な措置を講ずることについて助言し、又は指導することができる。

第6章 箱根西麓地域の景観の形成

(箱根西麓地域の景観の保全等)

第21条 市長は、箱根西麓地域(箱根山の西麓地域のうち、市長が指定した地域をいう。以下同じ。)の森林、農地等における自然の景観の保全及び育成に努めるものとする。

(行為の届出)

第22条 箱根西麓地域において、当該地域の景観に著しい影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるものをしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、景観に関する計画を市長に届け出なければならない。

2 第12条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(助言及び指導)

第23条 市長は、前条第1項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が基本計画に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、都市景観の形成のために必要な措置を講ずることについて助言し、又は指導することができる。

第7章 緑地、せせらぎ等の景観の形成

(緑地等の景観の形成)

第 24 条 市長は、恵まれた豊かな緑地並びに樹木及び溶岩(以下「緑地等」という。)の保全及び育成に努めることにより、緑地等の景観の形成を図るものとする。

2 市長は、前項に規定する緑地等の景観の形成のために必要があると認めるときは、当該緑地等を管理する者に対し、必要な協力を要請するものとする。

(せせらぎ等の景観の形成)

第 25 条 市長は、潤いと安らぎのあるせせらぎ及び湧水(以下「せせらぎ等」という。)の保全及び育成に努めることにより、せせらぎ等の景観の形成を図るものとする。

2 市長は、前項に規定するせせらぎ等の景観の形成のために必要があると認めるときは、当該せせらぎ等を管理する者に対し、必要な協力を要請するものとする。

第 8 章 眺望地点

(眺望地点の指定)

第 26 条 市長は、富士山その他の三島特有の景観を眺望できる地点を、眺望地点として指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、第 1 項の規定による指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

4 前 2 項の規定は、第 1 項の規定による指定の解除について準用する。

(眺望地点の整備)

第 27 条 市長は、前条第 1 項の規定による指定をしたときは、当該眺望地点の整備に努めるものとする。

第 9 章 都市景観形成市民団体

(景観市民団体の認定)

第 28 条 市長は、都市景観の形成を図ることを目的として組織された団体で、規則で定める要件のすべてに該当するものを都市景観形成市民団体(以下「景観市民団体」という。)として認定することができる。

2 景観市民団体の認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(景観市民団体の意見)

第 29 条 景観市民団体は、都市景観の形成に関する意見を市長に提出することができる。

2 市長は、都市景観の形成に関する施策の策定及び実施に当たっては、前項の意見に配慮するよう努めるものとする。

(景観市民団体の認定の取消し)

第 30 条 市長は、第 28 条第 1 項の規定により認定した景観市民団体が第 28 条第 1 項の要件のいずれかに該当しなくなったと認めるとき、又は景観市民団体として適当でないとき、その認定を取り消すことができる。

第 10 章 補則

(表彰)

第 31 条 市長は、都市景観の形成に寄与していると認める建築物等、広告物等その他の物件について、その所有者、設計者その他の関係者を表彰することができる。

2 市長は、都市景観の形成に関し功績があると認める者又は団体に対し、表彰することができる。

(援助等)

第 32 条 市長は、都市景観の形成に寄与すると認められる行為をしようとする者に対し、必要な援助又は助成を行うことができる。

(委任)

第 33 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 13 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条及び第 2 章の規定は、公布の日から施行する。